

議第 1 号 川越都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
(埼玉県決定)

川越都市計画の変更について

(埼玉県決定)

1. 川越都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
2. 川越都市計画 区域区分の変更について

(日高市決定)

1. 川越都市計画 用途地域の変更について
2. 川越都市計画 防火地域及び準防火地域の変更について
3. 川越都市計画 道路の変更について
4. 川越都市計画 土地区画整理事業の変更について
5. 川越都市計画 地区計画の変更について
6. 川越都市計画 下水道の変更について

都市計画変更の経緯の概要

都市計画法第 16 条による原案の縦覧	令和 4 年 9 月 20 日から令和 4 年 10 月 4 日まで 【縦覧結果】 縦覧者：なし 提出意見：なし ※公聴会中止
県知事協議 申 出 回 答	令和 4 年 11 月 4 日 令和 4 年 11 月 18 日（回答内容「異存なし」）
都市計画法第 17 条による案の縦覧	令和 5 年 2 月 10 日から令和 5 年 2 月 24 日まで 【縦覧結果】 縦覧者：2 名 提出意見：なし
市都市計画審議会	令和 5 年 6 月 28 日
県都市計画審議会	令和 5 年 8 月上旬（予定）
決定告示	令和 5 年 9 月中旬（予定）

川越都市計画
(川越市、日高市、川島町)

都市計画区域の
整備、開発及び保全の方針

埼玉県

都市計画の 案の縦覧	令和5年2月10日から 令和5年2月24日まで
都市計画の 決定告示	令和 年 月 日

＜ 目 次 ＞

第1	都市計画の目標	
1	基本的事項	
(1)	都市計画区域の範囲	5
(2)	目標年次	5
2	都市計画の目標	
(1)	当該都市計画区域の特性	6
(2)	当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	7
3	地域毎の市街地像	
(1)	拠点周辺の市街地	8
(2)	その他の市街地	8
第2	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	
1	区域区分の決定の有無	9
2	区域区分の方針	
(1)	都市計画区域及び市街化区域に配置されるべきおおむねの人口	9
(2)	産業の規模	9
(3)	市街化区域のおおむねの規模	9
第3	主要な都市計画の決定の方針	
1	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	
(1)	主要用途の配置の方針	10
(2)	市街地における建築物の密度の構成に関する方針	11
(3)	市街地における住宅建設の方針	12
(4)	市街地において特に配慮すべき土地利用の方針	13
(5)	その他の土地利用の方針	15
2	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	
(1)	交通施設の都市計画の決定の方針	16
(2)	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	18
(3)	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	19
3	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	20
4	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	
(1)	基本方針	21
(2)	主要な緑地の配置の方針	22
(3)	具体の公園・緑地の配置の方針	23

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

川越都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

第1 都市計画の目標

1 基本的事項

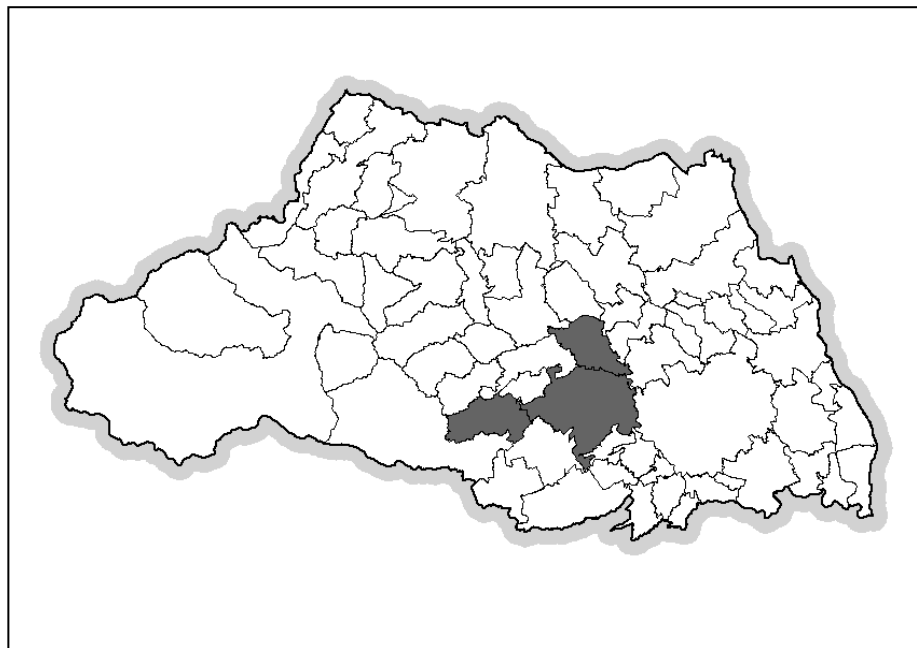
当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、一の市町村を超える広域の見地から、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を主とし、本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」に基づき定める。

当該都市計画区域における土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業の都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して定める。

(1) 都市計画区域の範囲

川越都市計画区域（以下「本区域」という。）の範囲は、次のとおりである。

都市計画区域名	市町村名	範囲
川越都市計画区域	川越市	行政区域の全域
	日高市	行政区域の全域
	川島町	行政区域の全域



(2) 目標年次

おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、その実現のための方針を定めるものとする。なお、区域区分については、令和12年を目標年次とする。

2 都市計画の目標

(1) 当該都市計画区域の特性

本区域は、埼玉県のほぼ中央部、都心から約40km圏に位置し、西部には外秩父山地東端部の日和田山などの山々、その東側に高麗丘陵、中央部には武蔵野台地、東部には荒川低地が広がっている。東部に荒川が北から南へ、北部に市野川、中央部に新河岸川、入間川、越辺川、西部には小畔川や高麗川などの多くの河川が西から東へ流れている。

鉄道は、中央部に東西に通るJR川越線と、北西から南東方向に通る東武東上線が川越駅で接続している。更に、本川越駅を起点として西武新宿線が都心方面と連絡している。西部には、高麗川駅でJR川越線と接続しているJR八高線が南北方向に通り、高崎及び八王子方面と連絡するほか、西武池袋線が北西方向から南東方向へ通り都心と連絡するなど、通勤・通学などの主要な交通機関となっている。

道路は、関越自動車道が川越インターチェンジで一般国道16号と接続している。また、首都圏中央連絡自動車道が川島インターチェンジで一般国道254号と接続している。東部には東西方向に一般国道16号、南北方向に一般国道254号が通り、西部には南北方向に一般国道407号が通る。また、一般国道299号が西武池袋線と平行して通るなど、都市間を結ぶ広域幹線道路により構成されている。

本区域の東部に位置する川越市の市街地は、古くは室町時代の中頃、河越城を築いたことを始まりとして城下町の形成が進み、江戸時代には新河岸川の舟運などにより小江戸と呼ばれるほど繁栄した。明治になってからも穀物の集散など商業都市としても栄え、鉄道が開通すると鉄道駅を中心に近代的な都市に変容を遂げ、その後の高度成長期には、首都圏のベッドタウンとして、また、工業団地の形成などによって発展してきた。また、古くからの市街地を取り囲む形で新河岸駅、霞ヶ関駅、的場駅、武蔵高萩駅、高麗川駅、高麗駅などの鉄道駅を中心とした市街地や、旧国道254号沿線の八幡団地を含む市街地なども工業団地の形成や首都圏のベッドタウンとして発展してきた。

一方、川越の蔵造りの町並みや、高麗神社、遠山記念館などの歴史的建造物、川越まつり、横手神社の獅子舞、伊草獅子舞などの伝統文化といった歴史や文化があり、荒川や入間川などの河川敷、奥武蔵自然公園の巾着田や日和田山などの豊かな自然環境に恵まれている。更には、三富地域の平地林など武蔵野の面影や、水害の歴史を伝える川島大囲堤などの独特の地形やその中に広がる田園風景など地域固有の景観がある。

このような状況から、地域固有の歴史・文化や豊かな自然を保全・活用し、活力と魅力、安全で緑豊かで良好な環境のまちづくりを行うことが重要である。更に、業務核都市として、武蔵野の豊かな自然や歴史と伝統ある文化、関越自動車道や首都圏中央連絡自動車道の広域交通網の特性を生かしながら、高次の商業、業務、研究、文化などの機能の集積を図る必要がある。

(2) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

○ コンパクトなまちの実現

高齢者をはじめ誰もが安心・安全で歩いて暮らせるまちづくりを推進する。

中心市街地に医療・福祉・子育て支援・商業施設など多様な都市機能の集積を図るとともに、ゆとりある質の高い住環境を形成する。

また、地域から中心市街地や医療・福祉施設へのアクセス性を高め、生活環境の向上を図り、都市の利便性と田園のゆとりを共存できる都市を守り育てる。

職住が近接したまちづくりを推進するとともに、公共交通の利用促進やみどりの創出などにより、環境への負荷を低減しエネルギー効率の良い脱炭素社会の実現を図る。

○ 地域の個性ある発展

高速道路ネットワークの整備による波及効果や地理的な優位性を生かし、産業の集積を図るとともに、雇用の場を確保し、地域の活力の源となる次世代が暮らしてみたいくなるような魅力あるまちづくりを進める。

○ 都市と自然・田園との共生

田畑・里山を活用しつつ、良好な田園・自然を保全する。

3 地域毎の市街地像

(1) 拠点周辺の市街地

目指すべき市街地像やそれぞれの地域が担うべき役割を明確にするため、中心拠点、生活拠点、産業拠点及び観光・交流拠点を位置づけ、拠点間を効率的かつ効果的に結ぶ都市交通環境の充実を図る。

○ 中心拠点

川越駅、川越市駅、本川越駅、高麗川駅の周辺は、環境との調和に配慮しながら、商業業務施設、公共施設、医療・福祉・子育て支援施設など多様な都市機能を集積し、まちの顔となる拠点を形成する。

○ 生活拠点

新河岸駅、霞ヶ関駅、南古谷駅、南大塚駅、武蔵高萩駅の周辺は、商業施設、公共施設、医療・福祉・子育て支援施設などが充実した地域生活を支える拠点を形成する。

○ 産業拠点

川島インターチェンジ周辺、川越工業団地、川越狭山工業団地、富士見工業団地、的場工業団地、川島工業団地、原宿地区、上鹿山地区、戸守地区、旭ヶ丘松の台地区は、産業を集積する拠点を形成する。

○ 観光・交流拠点

一番街周辺は、商業と文化が調和する蔵造りの町並みを生かし、地域の活性化やにぎわいの創出を図る拠点を形成する。

(2) その他の市街地

拠点周辺への都市機能や居住の集積等により、相対的に人口密度が低下する地域については、緑地（農地を含む）を生かしたゆとりある住環境を保全・創出するなど、各地域の特性に応じた多様な市街地の形成を図る。

第2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1 区域区分の決定の有無

本区域は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に指定されていることから、都市計画法第7条第1項第1号のイに基づき、区域区分を定めるものとする。

2 区域区分の方針

(1) 都市計画区域及び市街化区域に配置されるべきおおむねの人口

区 分	年 次	平成27年	令和12年
都市計画区域内人口		428.1千人	おおむね 421.4千人
市街化区域内人口		307.6千人	おおむね 279.8千人

(2) 産業の規模

区 分	年 次	平成27年	令和12年
規 模	総生産額 (製造業＋物流業)	3,726億円	4,219億円
	総生産額 (卸売業＋小売業)	1,251億円	1,368億円

なお、上表の総生産額（製造業＋物流業）の令和12年には、埼玉県広域都市計画圏における保留フレームに対応する額を含まないものとする。

(3) 市街化区域のおおむねの規模

本区域における人口及び産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向並びに計画的市街地整備の見通しを勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年 次	令和12年
市街化区域面積	おおむね 4,209 ha

なお、市街化区域面積は、区域区分における保留フレームに対応する面積を含まないものとする。

第3 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

住居、商業、工業等の各機能について、地域の特性に応じた用途を適切に配置する。
なお、市町境界の周辺においては、隣接地との調和に配慮した用途を配置する。

○ 住宅地

住宅地は、高齢者をはじめ誰もが安心・安全に歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、公共交通機関及び公共施設、医療・福祉・子育て支援施設、店舗等の生活利便施設の利便性を勘案して配置する。

良好な住居の環境を保護する地域については住居専用地域、農地と低層住宅が調和した良好な住居の環境を保護する地域については田園住居地域を定めるなど、各々の地域の特性に応じた用途を配置する。

○ 商業地

商業地は、経済圏及び生活圏、周辺の土地利用、基盤整備の状況や将来計画等を勘案するとともに、交通ネットワークの形成との関係を考慮して配置する。

本区域の核として、商業業務機能の集積を図る商業地は、主として中心拠点に配置する。

生活利便性を確保するための商業地は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給のための店舗等の立地を図る地域等に配置する。

○ 工業地

工業地は、工業生産活動・流通業務機能の利便を増進するため、周辺環境への影響や公害の発生の防止等に配慮するとともに、高速道路網や広域幹線道路等の都市施設の整備状況、周辺の土地利用を勘案して配置する。

産業拠点に配置するとともに、工業生産活動・流通業務機能の利便の増進を図る地域等に配置する。

○ 沿道地

幹線道路の沿道にふさわしい業務の利便の増進を図る地域については、当該道路の有する機能及び整備状況、交通量、周辺土地利用の動向、各拠点が担う役割を勘案するとともに、後背地の土地利用や周辺環境に配慮して、適切な用途を配置する。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

主要用途ごとに、都市基盤の整備状況や土地利用の動向を勘案するとともに、市町境界の周辺においては、隣接地との調和に配慮する。

住宅地については、地域の特性に応じた密度の土地利用を図る。

商業地については、中密度もしくは高密度な土地利用を図る。

工業地については、中密度な土地利用を基本とする。

(注) ここでの密度の数値は、以下を想定している。

住宅地・工業地においては、おおむね、

高密度は容積率300%以上、中密度は容積率150%~200%、低密度は容積率100%以下

商業地にあつては、おおむね、

高密度は容積率 500%以上、中密度は容積率 200%~400%

(3) 市街地における住宅建設の方針

① 安心と安全を支える住まいづくりに関する方針

少子高齢化が進む社会においても、すべての県民が安心・安全に暮らせる住まいづくりを進める。特に、高齢者を地域で支える体制を構築するとともに、バリアフリーに配慮した住まいづくりを進める。

災害や防犯などに配慮した居住環境の整備により、暮らしの安全を支える住まいづくりを進める。

② 子供を生み育てやすい住環境づくりに関する方針

子供を安心して生み育てる社会を実現するため、子育て世帯が安心して居住できる住宅など、子育て世帯・若年世帯が魅力を感じる住環境の整備を進める。

③ 環境に配慮した住まいづくりに関する方針

将来にわたって良好な住宅や住環境を維持し続けるため、長期間使用できる住宅など、環境配慮に優れた住まいづくりを進める。

④ 地域の活性化を図るための住環境づくりに関する方針

空き家の利活用を促進し、地域の活性化を図る住環境づくりを進める。

(4) 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

都市機能の集積、増進及び更新を図る地区については、都市基盤の整備状況等を勘案し、土地の高度利用を図る。

② 用途の見直しに関する方針

人口減少・超高齢社会の同時進行などの社会経済情勢の変化や土地利用の動向等へ対応するとともに、目指すべき市街地像の実現に向けた秩序ある土地利用を図るために必要な場合は、適切な用途の見直しを行う。

現に空き家、空き地等が散在している区域、工場の移転等により空地化が進む区域については、地域の実情に応じて、適切な土地利用が図られるように努める。

③ 居住環境の改善又は維持に関する方針

良好な居住環境を維持すべき地区、新たな住宅市街地形成に併せて積極的に良好な居住環境の実現を図るべき地区、建築物が密集した市街地などで市街地の改善又は建築更新の誘導などにより居住環境の向上を図るべき地区等については、高度地区や地区計画などを活用し、良好な居住環境と街並みの維持、形成を図る。

④ 特定大規模建築物（大規模商業施設等）等の立地に関する方針

特定大規模建築物の立地については、商業地に誘導する。

市町村の建設に関する基本構想等に基づき、新たに特定大規模建築物又は周辺の自治体に影響を及ぼすことが予想される集客施設の立地を可能とする都市計画を定める場合は、関係自治体との調整を図る。

⑤ 産業集積に関する方針

産業集積を図る工業地では、特別用途地区や地区計画などを活用して操業環境の保全及び利便性の向上を図る。

また、必要な基盤整備にあたっては、緑地空間等のオープンスペースを確保するなど、自然環境や田園などの周辺環境との調和を図るとともに、周辺における乱開発を抑止する。

⑥ 都市防災に関する方針

埼玉県地域強靱化計画や埼玉県地域防災計画を踏まえ、建築物の不燃化・耐震化や道路の無電柱化、安全な避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる都市空間の整備等を進める。併せて、近年頻発化している水災害のリスクに応じ、防災・減災対策に取り組み、防災都市づくりを推進する。

特に、都市機能を優先的に維持する地域や延焼の危険性が高い地域、災害時の活動拠点としての機能を維持すべき地域、緊急輸送道路の沿道等には防火地域又は準防火地域の指定を推進する。

⑦ 景観の形成に関する方針

都市として魅力を高める地区やまちの基幹となる道路の沿道などでは、高度地区、地区計画、景観計画などを活用し、景観の保全・創出を図るとともに、無電柱化を行うなど、地域の特性を生かした良好な景観づくりを進める。

⑧ 都市内の緑地の維持等に関する方針

市街地の緑地（農地を含む）は、防災機能や景観形成機能等を有するため、生産緑地制度等を活用し、保全・創出・活用に努める。

都市計画決定後３０年を経過する生産緑地については、特定生産緑地制度を活用し、保全に努める。

(5) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

集団的に存在する農地や生産性の高い農地などについては、今後も優良な農地として保全に努める。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害特別警戒区域その他の溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域については、新たな宅地化を抑制するなど、地域の実情に即した方策を講じる。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

荒川、入間川、越辺川、小畔川、高麗川などの水辺やその周辺、首都圏近郊緑地保全区域に指定されている荒川の河川敷地、県立奥武蔵自然公園などについては、優れた自然環境の保全を図る。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

市町村の建設に関する基本構想等に基づき、計画的な市街地整備を行う場合は、人口及び産業の見通し等を勘案し、農林漁業との健全な調和を図りつつ、整備の実施が確実にになった段階で、必要な規模を限度として市街化区域に編入する。

市街化調整区域内の既存集落や既に都市的土地利用が図られている地区、無秩序な開発により不良な街区の環境が形成されるおそれがある地区、都市機能の維持又は増進に著しく寄与する事業が行われる地区においては、地域社会の停滞の防止や居住環境等の維持、改善などを図るため、必要に応じて、地区計画制度の活用に努める。

⑤ 特定大規模建築物（大規模商業施設等）の立地に関する方針

市街化調整区域においては、広域的に都市構造に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、特定大規模建築物の立地を抑制する。

2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 交通体系の整備の方針及び整備目標

本区域は、埼玉県南西部地域における交通の要衝であり、関越自動車道、首都圏中央連絡自動車道、一般国道16号、一般国道254号、一般国道299号、一般国道407号等の主要幹線道路を骨格として道路網が形成されている。

公共交通機関は、JR川越線、JR八高線、東武東上線、西武新宿線及び西武池袋線が運行されているほか、民営バス及び市循環バスが運行されている。

道路については、利便性の向上を図るとともに、超高齢社会に対応した安心・安全な通行環境を確保していく必要がある。また、公共交通機関の利便性や結節性の向上などにより、総合的な交通体系を確立していく必要がある。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

- ・ 歩行者や自転車の通行環境を充実するとともに、公共交通機関の利用促進を図り、総合的な交通体系を確立する。
- ・ 広域的な交流・連携を強化するため、広域交通ネットワークの構築を図るとともに、これらへのアクセス性を向上させる道路ネットワークの構築を図る。
- ・ 建築物が密集した市街地においては、面的整備計画と調整を行い、都市防災の向上を図りながら道路等の整備を進める。
- ・ 施設整備にあたっては、既存施設の有効利用を図りつつ、ユニバーサルデザインの考え方に配慮し、計画的かつ段階的に整備を行う。
- ・ 駐車場については、既存駐車施設の活用を図りながら、行政、住民及び企業が一体となった総合的な駐車対策を推進する。
- ・ 火災延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員の道路を、市街地に計画的に整備するとともに、迅速な災害応急活動に資する道路網の整備を推進する。
- ・ 都市計画道路については、定期的に検証を行い、必要に応じて、適切な見直しを行う。

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

広域的な地域間の交流・連携や社会経済活動の持続的な発展及び活性化を図るとともに、住民の利便性の向上を図るため、広域交通として下表の路線を配置する。

また、広域交通を軸として、土地利用の動向を勘案しつつ、各地区に集中・発生する交通量を円滑に処理するため、都市内交通として必要な路線を配置する。

なお、市町境界における都市計画道路の配置については、隣接地との整合を図る。

種 別	名 称
広域交通	1・4・1 首都圏中央連絡自動車道
	3・3・1 川越志木線（一般国道254号）
	3・2・2 川越志木線（一般国道254号）
	3・4・4 川越環状線（一般国道16号）
	3・4・6 外環状線
	3・4・9 工業団地脇田新町線（一般国道16号）
	3・5・17 笠幡小仙波線（県道川越日高線）
	3・4・26 高萩猿田線（県道川越日高線）
	3・3・27 国道407号バイパス線 （一般国道407号）
	3・5・37 上鹿山山根線（県道飯能寄居線）
	3・3・43 小仙波上江橋線（一般国道16号）
	3・3・44 川越北環状線（県道川越北環状線）
	3・3・45 坂戸東川越線（県道片柳川越線）
	など国道、県道網を形成する路線

b 鉄道

通勤・通学の主要な交通手段となっている鉄道の利便性の向上を図るため、鉄道駅への結節性を高める駅前広場やアクセス道路などの施設を配置する。

c その他

駅周辺等における路上駐車や放置自転車などの問題に対処するため、行政・住民・企業が一体となった駐車対策を行うとともに、必要に応じて、駐車場及び駐輪場を配置する。

(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 下水道及び河川の整備の方針及び整備目標

将来の人口規模や都市活動の集積、洪水や集中豪雨などによる災害の発生に対応した環境の保全及び防災対策の強化を図るため、市街化の動向等を勘案し、下水道及び河川の整備を推進し、生活環境の改善に努めるとともに、都市の健全な発展を図る。

下水道については、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するため、埼玉県生活排水処理施設整備構想に基づき、生活排水処理人口普及率100%を目指し、市街地の污水管渠等の整備を進める。

また、市街地の浸水被害を解消するため、河川改修との整合を図りながら、雨水管渠や都市下水路等の整備を進める。

河川については、「洪水等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」の観点から整備を進め、時間雨量50mm程度の降雨を安全に流下させることのできる治水施設の整備や流域の雨水流出抑制対策など、総合的な治水対策を進める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

(a) 污水

荒川流域別下水道整備総合計画に基づき配置する。

(b) 雨水

降水量、地形及び放流先の状況を勘案し、配置する。

b 河川

河川整備計画等に基づき配置する。

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために、必要な都市施設の整備に努める。

なお、埼玉県廃棄物処理基本計画で目指す循環型社会の構築を推進する。

3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

公共施設と併せて宅地利用の増進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進めるため、市街地開発事業を計画する。特に、建築物が密集した市街地や公共施設の整備を必要とする地区などで重点的に実施する。

小規模な面積での整備、地域にとって必要な公共施設の重点整備、民間主導の整備などにより、迅速な完了を目指す。

4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域は、東部の荒川、入間川などの河川に囲まれた低地部と西部の県立奥武蔵自然公園の一角をなしている丘陵地帯、南部の平地林は、優れた自然景観を有している。

埼玉県広域緑地計画を踏まえ、埼玉の緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。

また、自然環境の保全を図るとともに、防災の機能、環境負荷低減の機能、景観形成の機能、ふれあい提供の機能を確保する。

（２）主要な緑地の配置の方針

荒川などをネットワーク上の「核」として生かしながら、丘陵地や台地、田園の緑を適切に保全して、ネットワークの「拠点」づくりを進める。そして、樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上など「みどりの再生」によって新たに創出された緑を加えて、緑の連続性を確保しながら「形成軸」とし、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成していく。

＜自然環境の保全＞

荒川、入間川、越辺川、小畔川、高麗川などの水辺やその周辺、首都圏近郊緑地保全区域に指定されている荒川の河川敷地、県立奥武蔵自然公園などの広域的な視点から必要な緑地を保全するとともに、社寺林・屋敷林などの身近な緑の保全を図る。

＜防災の機能＞

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるために必要な公園や緑地等を配置する。

＜環境負荷軽減の機能＞

樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上等の緑化などにより、大気汚染等の影響、ヒートアイランド現象の緩和を推進する。

＜景観形成の機能＞

田園や緑地、水辺空間などが形成する景観を保全・活用する。

＜ふれあい提供の機能＞

公園や緑地等は、地域の状況を踏まえ、適切に配置し、整備することにより、レクリエーション機能の充実を図るとともに、緑とふれあう場を提供する。

(3) 具体の公園・緑地の配置の方針

<街区公園>

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

<近隣公園>

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

<地区公園>

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

<総合公園>

都市住民全般の休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

<運動公園>

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

<風致公園>

樹林地、湖沼海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定して配置する。

<歴史公園>

遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産の存する土地若しくはその復元、展示等に適した土地又は歴史的意義を有する土地を選択して配置する。

<その他>

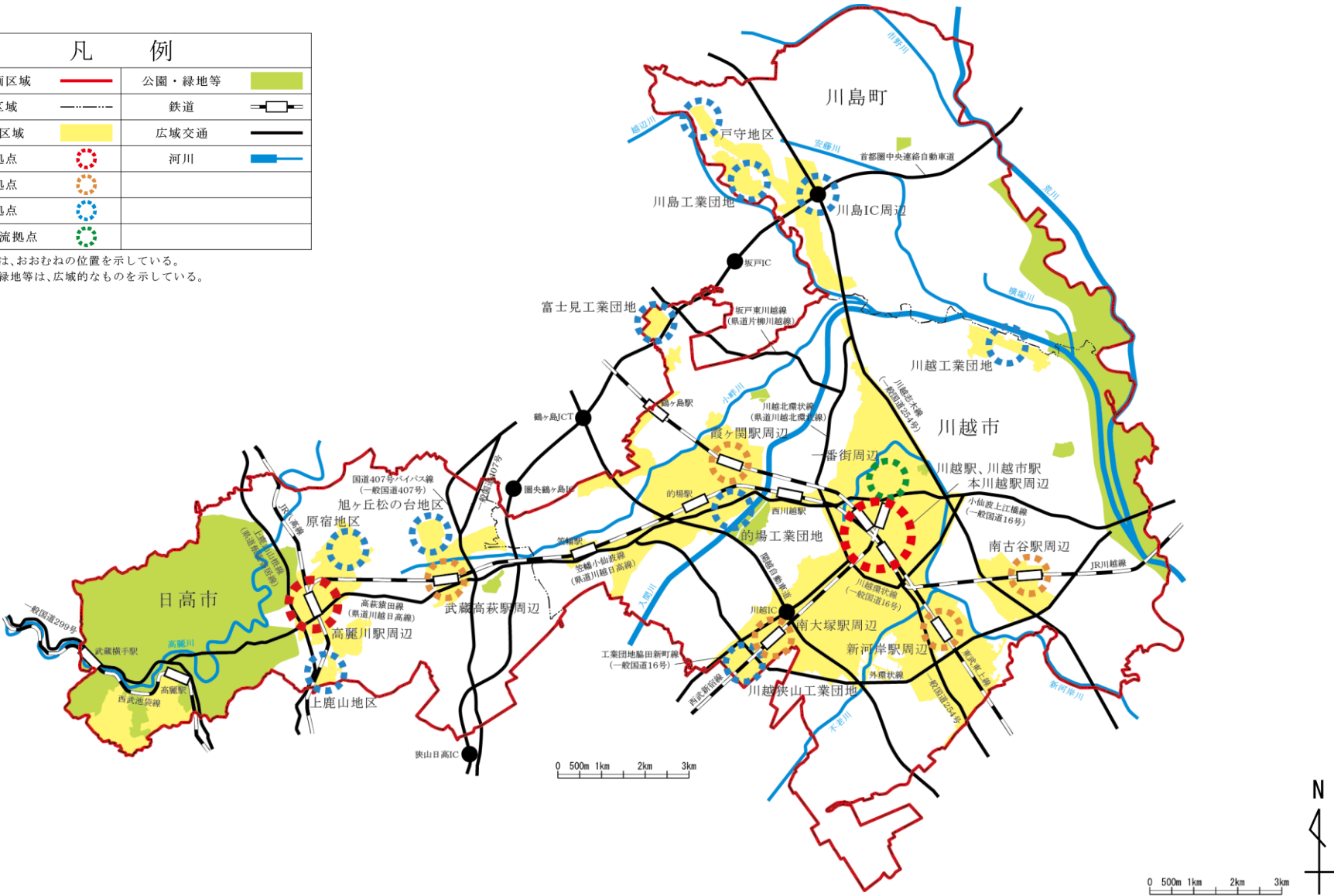
都市の状況に応じて、その他の公園・緑地等を配置する。

まとまりのある樹林地等については、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区等の指定を検討し、維持・保全を図る。

川越都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

凡 例	
都市計画区域	 公園・緑地等
行政区域	 鉄道
市街化区域	 広域交通
中心拠点	 河川
生活拠点	
産業拠点	
観光・交流拠点	

(注) 方針図は、おおむねの位置を示している。
公園・緑地等は、広域的なものを示している。



理 由 書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についての理由を示したものです。

I 川越都市計画区域の位置等

川越都市計画区域は、都心から約40 k m圏、本県の中央部に位置しています。また、川越都市計画区域に含まれる土地の区域は、川越市、日高市及び川島町の行政区域の全域です。

II 変更理由

本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」の改定や関係法令の改正、社会経済情勢の変化を踏まえ、コンパクトなまちづくりの更なる推進や、防災・減災対策の強化、都市内の緑地の保全・活用を促進するため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものです。

III 変更内容

以下の内容について、目指すべき都市の将来像やその実現のための方針を示すため、見直しを行います。

第1 都市計画の目標

当該都市計画区域の都市づくりの基本理念として、「まちづくり埼玉プラン」に示す地域区分ごとの特性を踏まえ、コンパクトなまちの実現、地域の個性ある発展、都市と自然・田園との共生を推進することとします。

地域ごとの市街地像について、コンパクトなまちづくりの推進のため、都市機能を集積する拠点として中心拠点、生活拠点、産業拠点及び観光・交流拠点を位置付け、公共交通ネットワークとの連携強化を図るとともに、地域の特性に応じた多様な市街地の形成を図ることとします。

第2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

令和 12 年を目標年次とします。

第3 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針について、社会経済状況の変化を踏まえ、防災・減災対策の強化、都市内の緑地の保全・活用などに対応することとします。

IV 関連する都市計画

川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 区域区分（埼玉県決定）
- ② 用途地域（日高市決定）
- ③ 防火地域及び準防火地域（日高市決定）
- ④ 道路（日高市決定）
- ⑤ 下水道（日高市決定）
- ⑥ 土地区画整理事業（日高市決定）
- ⑦ 地区計画（日高市決定）